

平成 28 年 10 月 3 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

ケアマネジメントの利用者負担導入に向け論点 9/23 介護保険部会 介護予防のインセンティブ付与、リハ見直しに向け論点提示 9/30

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われそうですが、表題についてご報告致します。

◇1. ケアマネジメントの利用者負担導入に向け論点

厚生労働省は9月23日、社会保障審議会の「介護保険部会」を開催し、(1) 保険者等による地域分析と対応、(2) 介護保険総合データベースの活用、(3) サービス供給への関与のあり方、(4) ケアマネジメントのあり方などを議題としました。

(3) サービス供給への関与のあり方に関し、厚労省は、地域密着型サービスの事業者指定について、地域密着型通所介護は市町村自身が指定権者となることから、市町村協議制の対象とはならず、指定を拒否できる仕組みも設けられていないと指摘。

一方で、通所介護の事業所数が多いことや、小規模多機能型居宅介護をさらに普及させる必要性を踏まえ、競合となり得る地域密着型通所介護の指定を拒否できるようにすることが、実効性のある地域マネジメントを実施するための課題と提示しました。その上で、小規模多機能型居宅介護の普及のため、「市町村が地域密着型通所介護サービス事業所の指定をしない仕組みを導入する」ことや、「地域密着型サービス事業者の指定に際し、事業の適正な運営を確保するために必要な条件を付すことができることを、市町村に再周知する」ことなどを提言しました。

また、(4) ケアマネジメントのあり方では、かねてより議論してきた「ケアマネジメントの利用者負担」について、これまでの議論で示された懸念点（必要なサービス利用を抑制することで重度化につながりかねない、セルフケアプランが増加すれば市町村の事務処理負担が増大する一など）を整理し、「市町村や地域包括支援センターによる適切なケアマネジメントを推進するための支援の充実について、地域支援事業の議論の中で検討する」などの論点を示しました。

◇2. 介護予防のインセンティブ付与、リハ見直しに向け論点提示

9月30日の社会保障審議会の「介護保険部会」では、(1) 介護予防の推進、(2) 地域支援事業の推進、(3) ニーズに応じたサービス内容の見直しを議論しました。

(1) 介護予防の推進で、厚労省は、要支援者数の増加幅が大きくなっている現状を受け、要支援者に対しては、心身機能の改善や社会参加を促す「介護予防」が重要であると改めて提示。しかし、過去の調査では、高齢者のうち介護予防などを目的とした通いの場へ、週1回以上参加している割合は全国平均で1%未満でした。

そこで厚労省は、「介護予防に関する取り組みへの参加回数に応じて、インセンティブを付与する仕

組みについて、既存事業で実施できる旨を明確化してはどうかと論点を提示。齋藤訓子委員（公益財団法人日本看護協会常任理事）、馬袋秀男委員（民間介護事業推進委員会代表委員）らから、「介護予防に関する取り組みは、すでに地域で周知されているにもかかわらず効果が出ていない。インセンティブ付与で果たして動員が見込めるのか」、「参加者にインセンティブを付与して終わるのではなく、対象者本人の健診結果を報告してもらうなど、活動報告制度も必要ではないか」—などの意見が相次ぎました。

(2) 地域支援事業の推進では、地域包括支援センターの業務に、「介護支援専門員個人への支援」や「退院に向けたサービスの調整」などを位置づける趣旨の論点を提示しました。

伊藤彰久委員（日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長）は、「体制の確保に財源は不可欠」と主張。さらに、東憲太郎委員（公益財団法人全国老人保健施設協会会長）からの「地域包括支援センターの業務内容（の調整）について検討すると明文化できるか」との質問に、厚労省は「今日の議論を踏まえ検討したい」と述べた。

このほか、市町村が地域包括支援センターの取り組みや体制を評価することで、人員体制を確保するなどの論点が示されています。

さらにこの日は、「ニーズに応じたサービス内容の見直し」に関し、(1) リハビリテーション機能の強化、(2) 中重度者の在宅生活を支えるサービス機能の強化、(3) 地域共生社会の実現—を議論しました。

(1) リハビリテーション機能の強化に関し、厚労省は、2013年度の「リハビリテーション専門職と介護職との連携に関する調査研究事業」において、リハビリ専門職と介護職が連携して訪問系サービスの提供を行うことについて、事業所やヘルパー、介護支援専門員、利用者などから好評を得たことなどを報告。これを踏まえ、次期介護報酬改定にあわせてリハビリテーションの見直しについて、次のように論点を示しました。

- 通所リハビリと通所介護の役割分担と機能強化、特に通所リハビリについて、リハビリ専門職の配置推進や短時間のサービス提供の充実
- 通所・訪問リハビリを含めた、退院後の早期のリハビリ介入の促進
- 職種間や介護事業所間の連携の強化

(2) に関し、厚労省は、定期巡回や随時対応型訪問介護看護に関し、オペレーターが夜間の随時対応訪問介護員を兼務している事業所が7割であり、日中の兼務も可能にしてほしいとの要望が多く寄せられている現状などを受け、「次期介護報酬改定にあわせて、人員要件や利用定員などの見直しを検討する」と論点を示しました。

当日の配布資料などについては、厚生労働省のHPにアップされています。
あわせてご覧ください。

介護保険部会（9/23）

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000137709.html>

介護保険部会（9/30）

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000138300.html>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター311号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612